

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年11月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは、司法書士の藤井です。今年の夏はとても長かったというのが、正直なところ。10月になってもなかなか夏日が続いて、秋はどこにいったのかと思うくらいでした。しかし、今月になってやっと秋らしい天気 came ましたが、雲が多くて、日照不足により葉物野菜がダメージを受けているようですね。せめて今月は、秋晴れの爽やかな日が多いことを願うばかりです。でない、すぐに冬の季節になりますから・・・。

年の瀬に向けて、段々忙しくなりますが、だからこそ今年一年を振り返るためにも、ちょっとだけ自分の死後のことを考えてみてはいかがでしょうか。このような時間を持つと、忙しい中に多少なりとも落ち着く時間が生まれるかもしれませんね。

### 相続とは何だろう・・・家族の絆を考える・・・

今回のご相談者は、山田守さん（仮名）。先日、闘病生活が長かった父親が他界。母親は幼少時代に亡くしているため、あとは兄の正彦さんと弟の守さんの二人兄弟だとのこと。兄の正彦さんは、既に家庭を持ち、隣町に暮らしています。守さんは独身。会社員として働きながら、父親のことが気がかりで一緒に暮らしていたとのこと。父親は、生前「自分が死んだら家はお前に譲りたい」と守さんに言っていたそうですが、正式な遺言書は残していませんでした。

守さんは、「兄とは仲が良く、父が活着ている頃は、兄も『お前がそのまま家に住めばいい』と言っていたのですが・・・。その兄が今年に入って突然リストラにあってしまって、お金が必要だと言出したのです。家は手放したくないし、どうしたらいいですか？」と言って私に相談されました。

よくある不動産の相続問題です。この場合、相続人はこのご兄弟の二人だけなので、それぞれ2分の1づつ相続分があります。でも、不動産は半分にするわけにはいきません。この場合どうするかと言えば、その方法は二つあります。一つは家売って、その売却代金を分けることと、もう一つは不動産の価値の半分の金銭を守さんがお兄さんにさんに支払うことです。守さんは、家を残すため、後者の方法を選択することにしました。

後日、守さんから、それからの成り行きを聞いたところ、父親の遺産が不動産だけだったので、お兄さんに支払うお金を工面することになりかなり苦労したそうです。そのようなこともあり、この相続をきっかけに、あれだけ仲良かったお兄さんとの関係がギクシャクしてしまい、「父はこのようなことは望んでなかったと思います・・・」とボツリとおっしゃいました。

このように、兄弟仲は状況によって変わるものですが、遺された家族が円満に生きていくためにも、“できるうちに”準備をしておけば・・・との思いに駆られます。もし、お父さんが遺言を残し、文字で想いを表していたなら・・・兄弟仲はそれほど悪くならなかったのではないかと・・・私はそう思います。

私が遺言書が必要だと思う理由の一つがここにあるのです。

ここでちょっと豆知識



遺言書がなかったらどうなる？

遺言書がない場合には、相続財産は法定相続人によって分割協議されることになります。

したがって、法定相続人以外の者が相続財産を取得するケースは原則としてないため、法定相続人以外の者に財産を残したい場合には、遺言が必要です。

簡単にいえば、遺言書がなければ、自分の想いとは全く関係なく「法」で決められた範囲内で処理されることになります。